子どもの権利ニュース

第18号

編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2021年10月1日

子どもの権利委員会夏季合宿第1企画

「なぜ今子どもの権利基本法が必要か」

子どもの権利委員会事務局次長　小西　智子（大阪弁護士会）

1　はじめに

第1企画「なぜ今子どもの権利基本法が必要か」は、２０２１年８月24日午後６時から８時までＺｏｏｍウェビナーを用いて完全オンラインで開催しました。一般の方も含めて２１０名の方が参加され、子どもの権利基本法制定への関心の高さがうかがえました。

開会にあたり、相原佳子日弁連副会長より、日本では「子どもを権利の主体」とする視点が理解されていない状況であることなどを挙げ、本イベントで参加者のみなさんと「なぜ今子どもの権利基本法が必要か」ということを考えていきたいとの挨拶がされました。

2　様々な立場からの報告

まず、大谷美紀子会員（東京弁護士会・国連子どもの権利委員会委員長）が、国連子どもの権利委員会から日本と諸外国の現状を見て、日本でなぜ今子どもの権利基本法が必要かということについて、国の法律である必要性、基本法である必要性、なぜ今必要なのかという3点から報告されました。条約の理念等を人々の意識に根付かせ、行動規範、社会規範さらには裁判規範としていくために国法が必要であること、「子どもが権利の主体であること」が根付くには個別法で少しずつ書いているだけでは足りないこと、個別の分野で子どもの権利を実現するための３本柱として基本法、調整機関、監視のメカニズムが必要であること、そして、市民社会の声が沸き上がっていることや政府からも子ども庁という話が出てきていることなどを材料にして今が動くときであるとの話がされました。

次に、「『子どもの権利基本法』をめぐる現状と課題」と題して、荒牧重人氏（山梨学院大学法学部教授、国連ＮＧＯ・特定非営利活動法人子どもの権利条約総合研究所代表）から報告がされました。荒牧氏は、基本法制定に当たっての留意点や課題等として、前文に子どもの権利の理念を書く必要があること、「子どもは単に未来の担い手ではなく、いまを生きる主体であること」を重視すべきであること、法に権利として何を盛り込むかについては、子どもの意見・実感を大事にすべきこと、子ども固有の独立した権利擁護制度を構築する必要性とその制度の在り方などを説明され、最後に、基本法の制定も重要であるが、実施がより重要であると話されました。

続いて、「児童福祉の現場から見た子どもを取り巻く現状」と題して、奥山眞紀子氏（一般社団法人日本子ども虐待防止学会理事長、小児精神科医）から報告がされました。奥山氏は、入院する子どもの権利を紹介され、日本の病院でも広まりつつあったものの、コロナ禍では病院だけでなく、学校等でも広く、容易に子どもの権利制限がされる現状であること、虐待は子どもを守るべき身近な大人からの権利侵害であるが、福祉の現場でも子どもの安全を脅かすものとしか考えられていないこと、子どもの権利より親権が優先されている現状等を説明されました。その上で、課題は多くあるものの、２０１６年改正児童福祉法での転換、その後の２０１９年児童福祉法等改正や子どもの権利擁護に関するワーキングチームのとりまとめで子ども家庭福祉分野については権利擁護が提言されたことを説明され、最後に福祉に限らない全ての子どもの権利基本法の必要性を話されました。

さらに、「『子どもの権利基本法』の制定に向けた子どもからの声」と題して、中島早苗氏（特定非営利活動法人フリー・ザ・チルドレン・ジャパン代表理事）から報告がありました。中島氏は、荒牧氏らとともに、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」という活動をされており、その活動の中で子どもたちから直接寄せられた声を紹介されました。院内集会で直接国会議員に投げかけられた子どもの声の中には「学校で情報モラル講習の授業はあっても子どもの権利を学ぶ授業がありません。学校で自分の権利について学ぶ授業があったらよいと思う。（中３）」、「子どもの参加する権利が最初に守られる柱だと考えている。子どもの参加する権利と聞くと、子どもはわがままになると考える人がいるが、子どもが参加する権利を知ることで自分の頭で考えて意見を発することができるようになる。（中３）」などがあったことを話されました。

報告の最後は、「日弁連子どもの権利委員会が目指す『子どもの権利基本法案』について」と題し、柳優香会員（福岡県弁護士会・子どもの権利委員会人権救済小委員会委員長）から、日弁連子どもの権利委員会が検討を進めてきた法案の概要について説明されました。

3　パネルディスカッション

報告に続いて、パネリストに荒牧氏、奥山氏、中島氏、柳会員、コーディネーターを一場順子会員（東京弁護士会）が務めてパネルディスカッションが行われました。

日本の子どもの権利の状況、特に子どもたちが学校で自分にも権利があることを学ぶ機会があるのかというテーマでは、子どもの権利条約は教科書に載っているが内容を知らない子どもが多いこと、大人も子どもの権利を理解していないこと、他者の人権を守ろうという教育で自分に権利があるという教育はされていないのが現状であることなどの意見が出されました。

次に、子どもの権利に対する大人の誤解（「わがまま助長論」など）のテーマでは、子どもの権利を尊重できるかどうかは、その大人が子どもの力を信頼しているか否かにあるのではないかなどの意見が出され、憲法があるから子どもの権利基本法はいらないという考えについてのテーマでは、子どもが大人と違い成長発達の過程にある存在だからこそ子ども固有の権利があるということが強調されるべきなどの意見が出されました。

最後に、子どもの権利基本法を実現するためにどのような活動が必要かというテーマでは、子どもの権利を子どもも大人も正しく理解すること、子どもに関わるＮＰＯをはじめあらゆる人を巻き込んでムーブメントを起こしていくことなどが必要だという意見が出されました。

4　おわりに

参加者からは、子どもの権利基本法の「基本法」としての意義や必要性について、様々な立場の方からの報告を聞き、理解が深まったとの感想が多く寄せられ、本イベントが法制定に向けた重要な動きの一つになったと実感しました。

その後、日弁連は、本年９月17日に「子どもの権利基本法の制定を求める提言」を取りまとめ、「子どもの権利基本法案」と併せて、同月21日に内閣府、文科省、厚労省等の関係機関へ提出しました。政府において子ども庁の創設へ向けた動きもありますが、取りまとめた基本法案を活かし、基本法の制定、子どもの権利に基盤を置いた総合調整機関及び権利擁護制度の実現に向けた活動をしていきたいと考えています。

子どもの権利委員会夏季合宿第２企画

『『子どもアドボケイト』ーその技法と作法』

子どもの権利委員会幹事　浦　弘文（兵庫県弁護士会）

第２企画では、「『子どもアドボケイト』ーその技法と作法」の分科会が開催されました。

分科会では、池田清貴会員（東京弁護士会）から、子どもの意見表明を支援する意見表明支援員の配置などが盛り込まれた、厚生労働省の「子どもの権利擁護に関するワーキングチーム」（以下「WT」といいます。）のとりまとめについて報告がありました。また、土方彬弘会員（岡山弁護士会）からは、平成30年から岡山県や岡山市の児童相談所で行われている、一時保護された子どもに弁護士が話を聞く取組についての報告がありました。安孫子健輔会員（福岡県弁護士会）からは、自らが代表を務める「子どもアドボカシーセンター」の取組などについて報告がなされました。

その後のパネルディスカッションでは、岡山での取組について、子どもからの要請がなくても子どもの意見を聴く制度設計はWTのとりまとめよりも進んだ取組である一方で、聴き手が児童相談所の非常勤弁護士であることによる独立性の問題や、聴き手のスキル向上といった課題についても議論がなされました。また、安孫子会員からは、児童相談所が関わる子どもに限らない、全ての子どもを対象としたアドボケイトが必要であるとの理念について語られました。特に、子どもの権利について「虐待などの危機的な状況において救済のために行使されるものではなく、日常的に行使できるスタンダードなものにしたい」との言葉が印象的でした。

子どもアドボケイトについては、聴き取った子どもの意見の扱われ方やアドボケイターのスキル向上などについて今なお議論が続いています。今後、真に子どものためとなる制度が構築されていくことを願います。

子どもの権利委員会夏季合宿第３企画

「子どもの意見表明権を保障するための子どもの手続代理人の実践 ～家事調停事件および児童福祉法28条審判に関連して～」

子どもの権利委員会委員　中　聖子（金沢弁護士会）

近年の夏季合宿では、毎年子どもの手続代理人の実践例の紹介があり、今年も２件の紹介がありました。

まず１件目は、面会交流審判事件で調査官調査があることを聞いた小学４年生の子が、勝手に決められたことに「自分はモノじゃない」と、自ら岡山弁護士会の「子どもの味方弁護士相談」に電話したというケースです。「自分に手続代理人を」との子ども名義の要望書を裁判所に提出、調査への立会い、父母への働きかけなど、子どもに寄り添いつつ子どもの権利を実現していく具体的活動が大変勉強になりました。

もう１件は、父母間の長年の高葛藤事案で、調査官調査では子どもの手続代理人選任が必要との意見が付された事案です。中学生の姉と小学生の妹、それぞれに代理人が選任されました。連絡方法や面会方法に様々な工夫があって、こちらも子どもに寄り添った両代理人の活動が大変勉強になりました。両代理人の活動の結果、申立人が申立てを取り下げて長年の紛争に終止符が打たれたとのことでした。

また、和歌山県で今年４月から一時保護中の子どもたちに実践されているアドボケイト活動の紹介がありました。そのアドボケイト活動で、親権者との関係に悩んで家出を繰り返し、一時保護された中学２年生の子から、親権者変更調停中であることを聞き、子どもの手続代理人制度を説明したところ、是非と言われて子どもの手続代理人として活動している例があるとの報告がありました。

さらに、広島県では児童福祉法28条審判等の親子分離事案において、子どもの手続代理人制度を積極活用する枠組みを構築中であることが報告されました。

今後、家事事件において、子どもの手続代理人制度がますます活用されることを願ってやみません。

子どもの権利委員会夏季合宿第４企画

「国会審議を踏まえた改正少年法の内容と今後の取組について」

子どもの権利委員会副委員長　金矢　拓（第二東京弁護士会）

少年法に関する小委員会では、「国会審議を踏まえた改正少年法の内容と今後の取組について」と題し、今般の少年法改正に関する報告と意見交換を行いました（報告内容の大部分は、この委員会ニュース第17号と重なりますのでそちらを御参照ください。）。

意見交換や質問を通じて、改正法の下で新たに対応・判断を迫られる局面で、付添人としてどう活動すべきかについて、関心が高いと改めて認識しました。今後、そのような局面の洗い出しを急ぐ必要性を強く感じたところです。

「少年院・少年鑑別所の視察委員会及び在院者等の処遇の改善に関する意見書」について

子どもの権利委員会幹事　木下　裕一（大阪弁護士会）

当連合会は、去る7月16日付けで標題意見書を取りまとめ、同月20日付けで法務大臣に提出しました。２０１５年６月に少年院法等の改正により、成人の刑事施設同様に少年院、少年鑑別所にも視察委員会が設置され、全ての視察委員会に当連合会会員が視察委員として選任されています。視察委員会の設置から約６年が経過し、その間、当連合会においては年２回程度、視察委員による全国連絡会議を開催するなどして、視察委員会の活動の在り方、在院者等の処遇の向上に関する情報交換、共有に努めてきましたが、これまでの視察委員会の活動により浮き彫りになった視察委員会及び在院者等の処遇の改善点をまとめたものが標題意見書です。

視察委員会の在り方については、視察委員会の活動の実効性を確保するため、視察委員会が設置されていない分院及び分所への視察委員会の設置、視察委員の選任数及び会議実施回数の増加等を提言しています。特に、近年、収容者数の減少等の影響で少年鑑別所の分所化が進んでおり、都道府県を跨いだ3施設を1つの視察委員会で視察する状況も生じていますが、その際の視察委員の負担、視察の実効性に十分な配慮がなされていない点は早急に改善されるべきです。

在院者等の処遇の改善については、在院者等の生命、心身の健康に大きな影響を与える、冷暖房、入浴、食事、医療の点に絞って、改善策を提言しています。冷暖房の増設については、施設の改修が必要である等その予算規模から施設単独の努力では困難であることが多いため、法務省として抜本的な対策が必要です。また、医療の提供については、各施設の医師の確保状況によって提供される医療水準が異なり、収容される施設により生命、健康といった基本的人権の保障の程度が異なることは大きな問題であると考えています。

これらの意見の詳細については当連合会ウェブサイトに掲載されている標題意見書本文を御参照ください。

★日本弁護士連合会ウェブサイト

これまでの活動により、視察委員会の意見を反映した形で、冷暖房設備の新設、入浴回数の増加等、在院者等の処遇改善が実現した例もあり、視察委員会の活動の必要性が示されていると言えます。今後、法務省との協議等を通じて、標題意見書の内容の実現を目指すとともに、視察委員会の活動の更なる実行性の確保、在院者等の処遇改善に向けて尽力していきたいと考えています。